社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会

緊急小口資金・総合支援資金（新型コロナ特例貸付）

貸付金償還免除手続きのご案内

あなたが借りた総合支援資金（再貸付）の特例貸付は、令和7年（2025年）から償還（返済）が始まります。

借受人および世帯主の住民税（均等割・所得割のいずれも）が非課税である世帯については、必要書類を提出し、免除決定となれば、償還（返済）が免除になります。

1　償還免除の手続きについて

償還免除の手続きは、借りた資金種類ごとに、別々の年に行うことになっています。

令和6年（2024年）に償還免除の手続きができるのは、総合支援資金（再貸付）になります。

資金の種類	緊急小口資金	総合支援資金（初回貸付）	総合支援資金（延長貸付）	総合支援資金（再貸付）
	※令和４年４月以降の申請分			
償還免除の手続きをする年（判定年度）	令和５年（2023 年）			令和６年（2024 年）

2　令和６年（2024 年）に償還免除になる要件について

令和6年度（2024年度）に、「あなた（借りた人）」と「あなた（借りた人）の世帯主」の両方が、「住民税の均等割・所得割のいずれもが非課税（住民税を支払う必要がない）」である場合、償還免除の申請ができます。他の免除要件については、9ページの 10 をご覧ください。

住民税の「均等割」「所得割」とは？

住民税は、「均等割」と「所得割」で成り立っています。
「均等割」：所得の額にかかわらず、均等の税額で課されるもの
「所得割」：前年の所得に応じて課税されるもの
※「均等割」については、前年の所得金額が一定の金額以下の人や生活保護法による生活扶助を受けている方などは、均等割は課されません。

3　償還免除になるかどうか確認する方法について

あなたの状況を、「はい」「いいえ」「わからない」でお答えください。

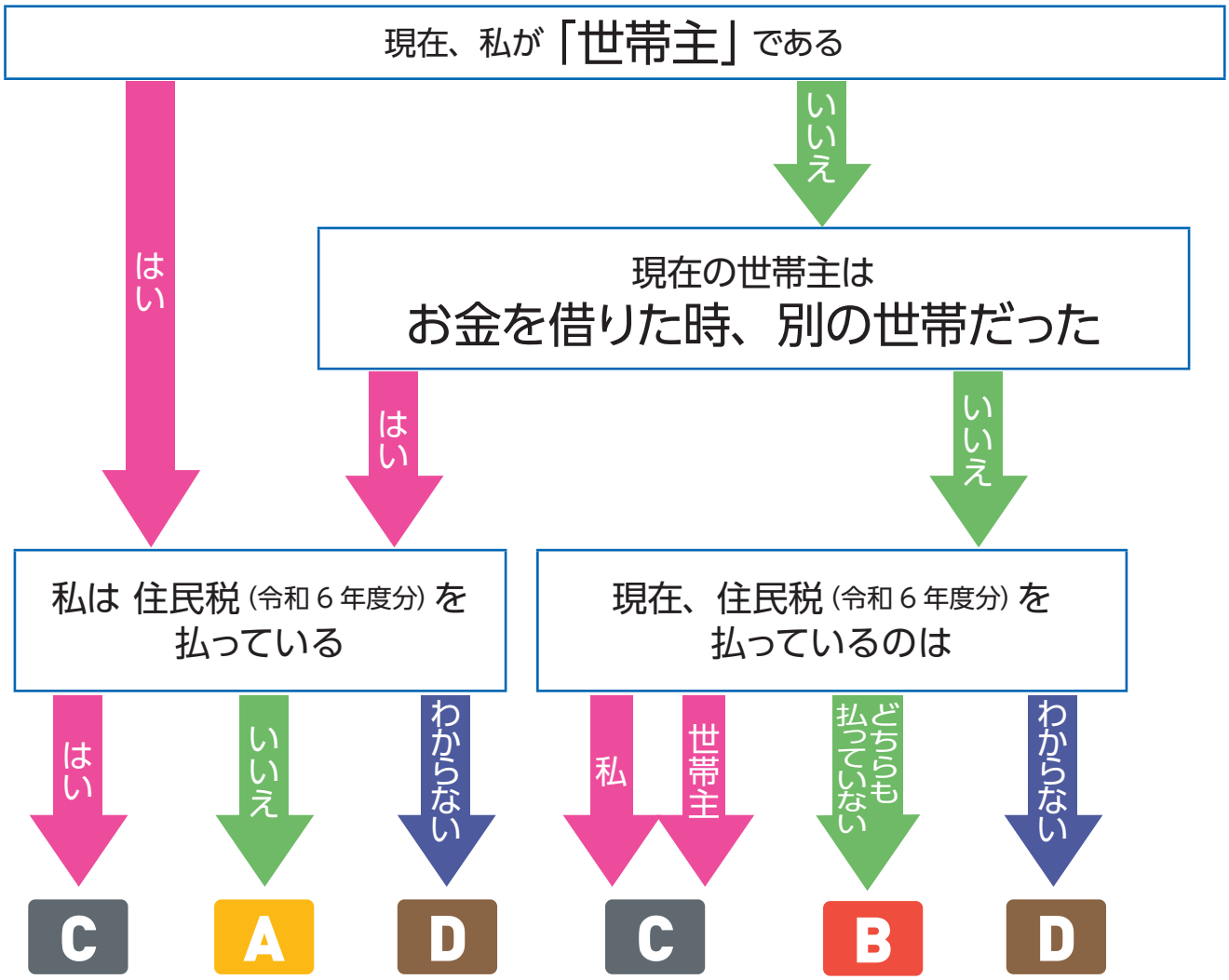

※「住民税を払っている」は「住民税が課税されている」、「住民税を払っていない」は「住民税が非課税」と捉えてください。
※フローチャートでA・Bに該当しても審査にて不承認になったり、追加書類が必要な場合があります。

A
B
→ あなたは、償還免除の**対象**です。 → ４ページへ

C
→ あなたは、償還免除の**対象外**です。 → ９ページへ

D
→ あなた（と世帯主）が令和6年度の住民税が非課税かどうか確認してください。 → ３ページへ

4　住民税を確認する方法について

あなたの状況を、「はい」「いいえ」「わからない」でお答えください。
※年収が年金だけの場合は、役所（役場）で「非課税」か「課税」か確認してください。

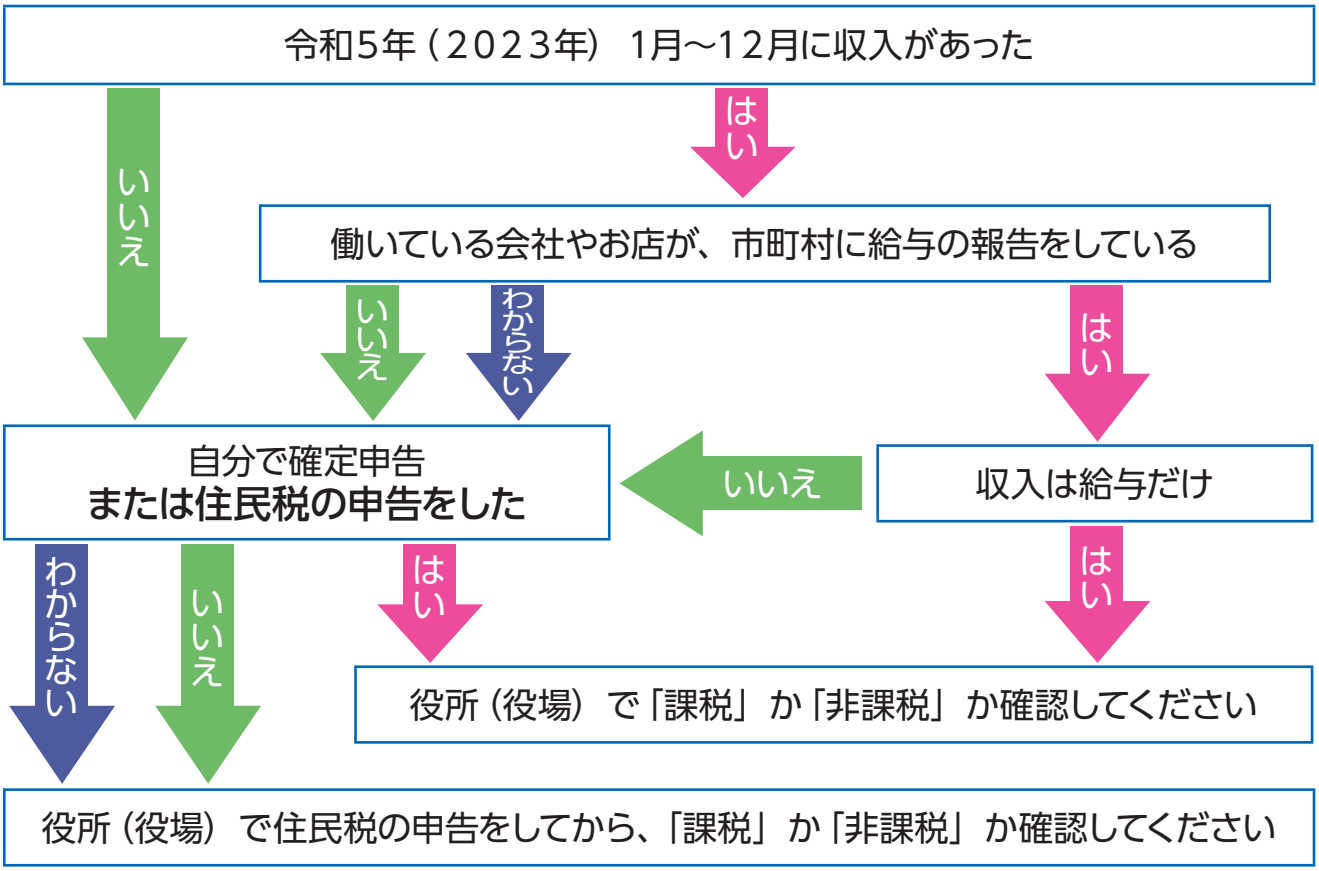

2ページに戻る　借受人（と、世帯主）の住民税の状況を確認できたら、2ページのフローチャートへ

住民税の申告方法（令和6年度分）

令和6年（2024 年）の１月に住民票があった市役所（町村役場）の税務課窓口か、郵送で申告をします。書類が用意できない、わからない時は、市役所（町村役場）の税務課に聞いてください。

【住民税の申告に必要な書類】各市役所（町村役場）に確認してください。
- ○ 岡山県内の各自治体の窓口は7ページに記載しております。
- ○ 岡山県以外については、ご自身で確認をお願いいたします。

※社会福祉協議会では個人の住民税の状況はわかりません。
免除の案内については、判定年度の対象者全員に送付をしております。免除の対象でない方にもご案内していますので、ご自身が免除の対象かどうかは、住民税の状況を確認してください。

5　償還免除に該当するかのフローチャートで A B に該当した方

償還免除の申請手続きを行ってください

必要書類　以下①②③の3種類の書類を一緒に郵送してください。

	必要数
①償還免除申請書　※同封している書類（様式 1-1） 総合支援資金（再貸付） ※対象となる資金種の申請書のみ同封しています。	同封されている 償還免除申請書数
②世帯全員分の住民票の写し ※世帯全員の記載、続柄の記載が必要 ※申請時点から３か月以内に発行したもの ※個人番号（マイナンバー）の記載は不要 ※コピー可能	１枚
③非課税とわかる証明書の原本 （住民税が非課税であることがわかるもの） ・世帯主と借受人が異なる場合は、それぞれの非課税とわかる証明書が必要になります。 B に該当した場合、世帯主と借受人の両方が必要です。 ※ A の場合でも世帯主分が必要な場合があります。その場合は書面でご連絡いたします。	世帯主と借受人が 【同じ場合】 ▸借受人のみ 【異なる場合】 ▸借受人と世帯主分

申請期間　このご案内が届いた日から、**令和6年8月30日（金）当日消印有効**

申　請　先　岡山県社会福祉協議会　償還事務処理センター

〒 700-0826 岡山市北区磨屋町１番６号　岡山磨屋町ビル７階
※同封されている封筒に入れて、上記まで郵送してください。

償還免除申請書	住民票の写し	非課税とわかる証明書
○同封されている申請書数	○世帯全員分・続柄記載 ○3か月以内の発行 ○マイナンバー記載不要	○世帯主と借受人が異なる場合は、両者の証明書必要
記入方法は 5ページへ	詳細は 6ページへ	詳細は 7ページへ

6　償還免除申請書の書き方について

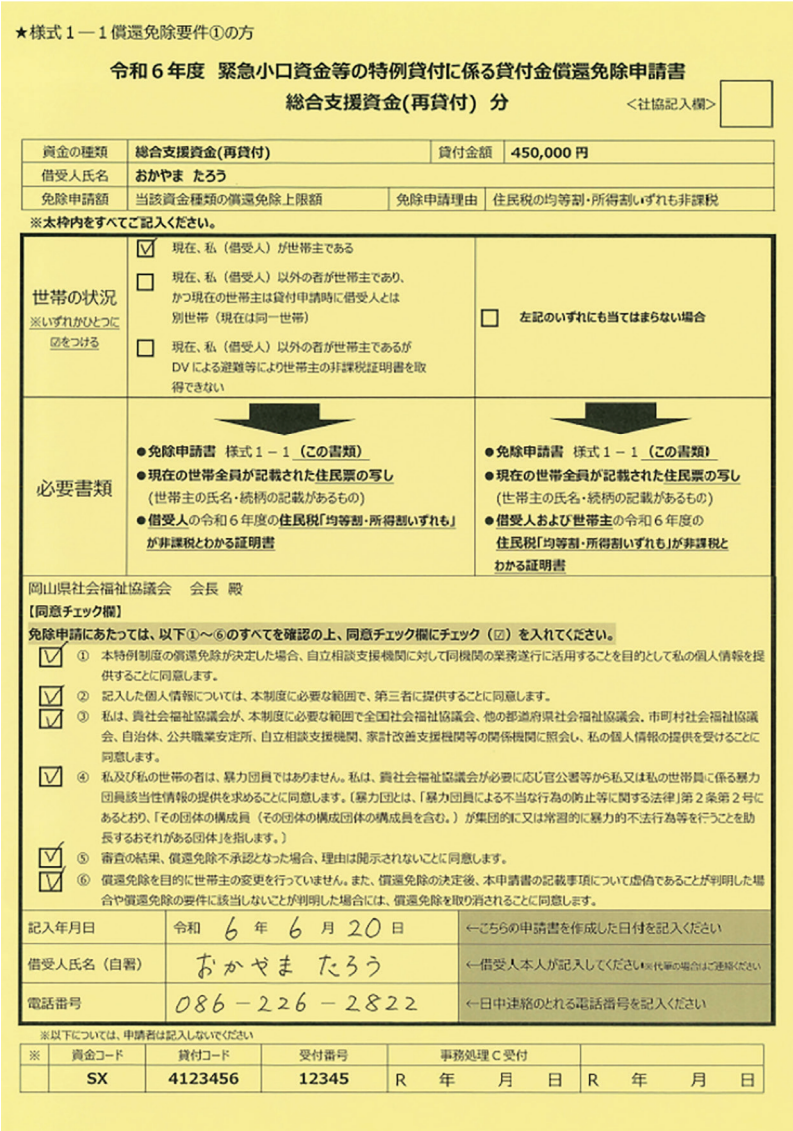

★様式１－１償還免除要件①の方

令和６年度　緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金償還免除申請書
総合支援資金(再貸付)　分

<社協記入欄>

資金の種類	総合支援資金(再貸付)	貸付金額	450,000 円
借受人氏名	おかやま　たろう		
免除申請額	当該資金種類の償還免除上限額	免除申請理由	住民税の均等割・所得割いずれも非課税

※太枠内をすべてご記入ください。

世帯の状況 ※いずれかひとつに☑をつける	☑ 現在、私（借受人）が世帯主である ☐ 現在、私（借受人）以外の者が世帯主であり、かつ現在の世帯主は貸付申請時に借受人とは別世帯（現在は同一世帯） ☐ 現在、私（借受人）以外の者が世帯主であるがDVによる避難等により世帯主の非課税証明書を取得できない	☐ 左記のいずれにも当てはまらない場合
必要書類	●免除申請書　様式１－１（この書類） ●現在の世帯全員が記載された住民票の写し （世帯主の氏名・続柄の記載があるもの） ●借受人の令和６年度の住民税「均等割・所得割いずれも」が非課税とわかる証明書	●免除申請書　様式１－１（この書類） ●現在の世帯全員が記載された住民票の写し （世帯主の氏名・続柄の記載があるもの） ●借受人および世帯主の令和６年度の住民税「均等割・所得割いずれも」が非課税とわかる証明書

岡山県社会福祉協議会　会長　殿

【同意チェック欄】

免除申請にあたっては、以下①～⑥のすべてを確認の上、同意チェック欄にチェック（☑）を入れてください。

☑ ① 本特例制度の償還免除が決定した場合、自立相談支援機関に対して同機関の業務遂行に活用することを目的として私の個人情報を提供することに同意します。

☑ ② 記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で、第三者に提供することに同意します。

☑ ③ 私は、貴社会福祉協議会が、本制度に必要な範囲で全国社会福祉協議会、他の都道府県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、自治体、公共職業安定所、自立相談支援機関、家計改善支援機関等の関係機関に照会し、私の個人情報の提供を受けることに同意します。

☑ ④ 私及び私の世帯の者は、暴力団員ではありません。私は、貴社会福祉協議会が必要に応じ官公署等から私又は私の世帯員に係る暴力団員該当性情報の提供を求めることに同意します。（暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第２条第２号にあるとおり、「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。）

☑ ⑤ 審査の結果、償還免除不承認となった場合、理由は開示されないことに同意します。

☑ ⑥ 償還免除を目的に世帯主の変更を行っていません。また、償還免除の決定後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や償還免除の要件に該当しないことが判明した場合には、償還免除を取り消されることに同意します。

記入年月日	令和　6 年　6 月　20 日	←こちらの申請書を作成した日付を記入ください
借受人氏名（自署）	おかやま　たろう	←借受人本人が記入してください※代筆の場合はご連絡ください
電話番号	086－226－2822	←日中連絡のとれる電話番号を記入ください

※以下については、申請者は記入しないでください

※	資金コード	貸付コード	受付番号	事務処理Ｃ受付	
	SX	4123456	12345	R　年　月　日	R　年　月　日

DV（ドメスティックバイオレンス）のため避難していることなどにより、世帯主の非課税証明書を取得できない場合や、住民票記載地と現居住地が異なる場合など、やむを得ない事情があり、きめ細かな配慮が必要な場合には、借受人のみの住民税が非課税となっていることをもって個別に対応します。
上記のような状況の場合は、「現在、借受人以外の者が世帯主であるが、DVによる避難等により世帯主の非課税証明書を取得できない」に☑を入れてください。

※ DV などの状況確認のため、
　調査票を記入いただく場合があります。

（1）世帯の状況
　あてはまるいずれかの□（四角）に、✔を記入してください。
（2）同意チェック欄
　①～⑥に同意をいただき、すべての□（四角）に、✔を記入してください。
（3）記入年月日・借受人氏名（自署）・電話番号
- ▶ 記入年月日　→　免除申請書を記入した日にち
- ▶ 借受人氏名（自署）　→　自筆で、フルネームを記入
  ※なんらかの理由により借受人自身で記入できない場合はお問い合わせください。
- ▶ 電話番号　→　日中、連絡のとれる電話番号を記入

いずれも黒のボールペンで記入してください。

7　必要書類の記載事項について「住民票の写し」「非課税とわかる証明書」

住民票の写し

①続柄として、**世帯主の表記**があるもの
　※「省略」「□（空白）」「/（斜線）」などの表記の場合、審査できません。

②**世帯全員分が記載**されていることが証明できるもの
　※単身世帯（ひとりぐらし）でも世帯全員の記載内容で発行してください。

③免除申請時点から**3か月以内**に発行のもの
　※事務処理センターに到着した日にちが基準となります。

「住民票記載事項証明書」は、世帯全員を証明できないため審査不可

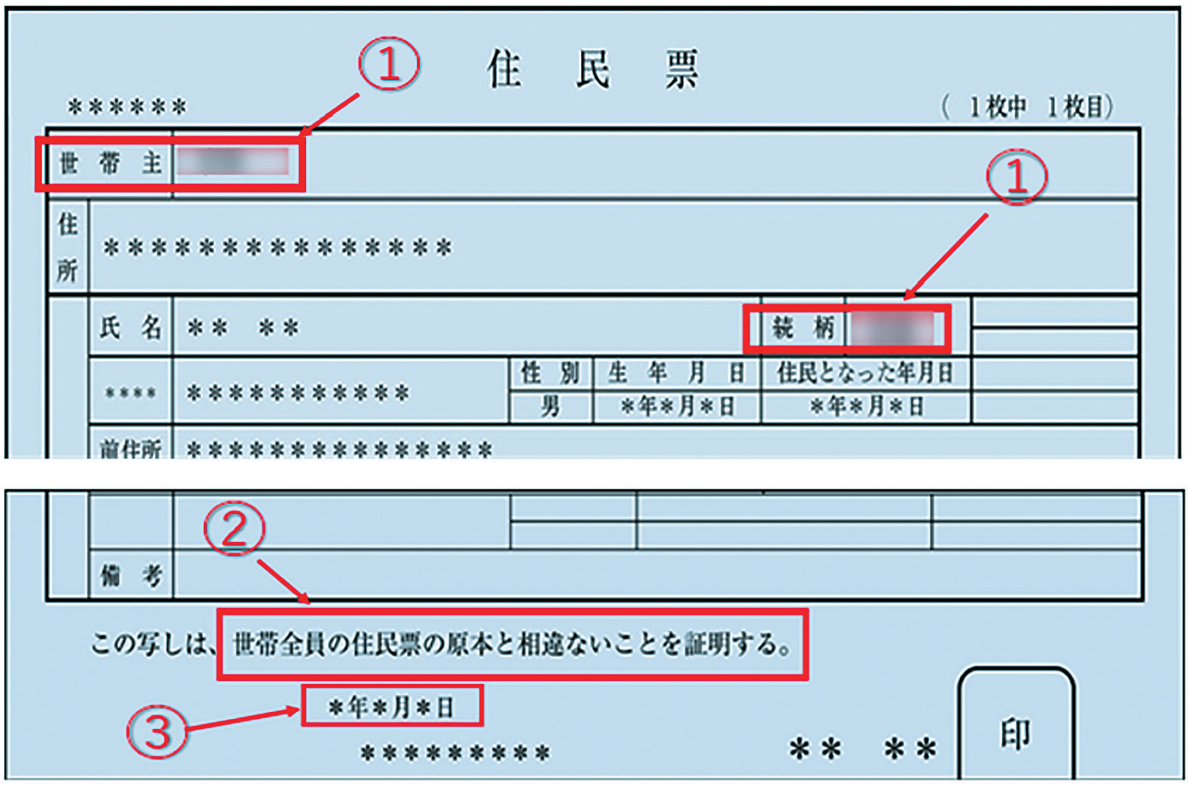

○記載事項に必要ない項目

・本籍　・筆頭者氏名　・マイナンバー（個人番号）　・住民票コード

市役所・役場などの公的機関の窓口で発行されたものを推奨します。
コンビニエンスストアで発行したものでも、審査ができれば問題ありません。
内容に不備があった場合は再提出となります。

住民税（市県民税）の均等割・所得割いずれもが、
非課税（0円）とわかる証明書の原本

①**令和6年度の証明書**
※世帯状況により、借受人と世帯主の同年度の証明書の両方が必要になります。

②**前年（2023 年１月～ 12 月）の住民税の申告をしている**
※所得の有無に関係なく、**必ず申告してから発行**してください。
※申告をしていないと判断した証明書は、再提出になります。
例）「課税資料なし」などの表記があるものは、前年の申告をしていません。

③**住民税（市県民税）の税額（均等割・所得割）の両方が0円**とわかるもの
【代表的な証明書名】
「市民税・県民税（所得・課税）証明書」、「所得・課税証明書」「非課税証明書」等
※いずれも上記の①②③の条件をみたしたものを、発行してください。
※各自治体により、名称が異なります。

市役所・役場などの公的機関の窓口で発行されたものを推奨します。
コンビニエンスストアで発行したものでも、審査ができれば問題ありません。
内容に不備があった場合は再提出となります。

わからない場合は、市役所・役場の窓口に、こちらの資料を持参していただき、確認の上、発行をしてください。

岡山県内の市町村窓口

岡山市役所	各区市税事務所　管理係
倉敷市役所	税制課・各税務事務所・各支所
津山市役所	税制課
玉野市役所	税務課
笠岡市役所	税務課・各出張所等
井原市役所	税務課・市民課・各支所
総社市役所	税務課
高梁市役所	税務課
	・各地域局・各地域市民センター
新見市役所	税務課
備前市役所	税務課
瀬戸内市役所	税務課
赤磐市役所	税務課・各支所・各出張所
真庭市役所	税務課・各振興局
美作市役所	税務課・各支所

浅口市役所	税務課・各総合支所
和気町役場	税務課
	佐伯庁舎 総務事業課
早島町役場	税務会計課
里庄町役場	税務課
矢掛町役場	税務課
新庄村役場	総務企画課
鏡野町役場	住民税務課
勝央町役場	税務住民部
奈義町役場	税務住民課
西粟倉村役場	総務企画課
久米南町役場	税務住民課
美咲町役場	税務課
吉備中央町役場	住民課
加茂川総合事務所・各支所・出張所	

8　「住所・氏名変更届」の記載について

住所、氏名に変更があった場合は、同封している「住所・氏名変更届」に記入いただき、住民票と一緒に岡山県社会福祉協議会　償還事務処理センターまで送付願います。

- 各自治体に転入届を出されても、本会の住所データは変更されていませんので、必ず「住所・氏名変更届」の提出をお願いします。
- 住所・氏名変更届がない場合は、重要なお知らせが届かなくなります。

（新型コロナウイルス感染症の影響による特例貸付）

住所・氏名変更届

（届出者 ⇒ 岡山県社協　償還事務処理センター）

記入日：　令和６ 年　５ 月　５ 日

岡山県社会福祉協議会長　殿

※該当する内容に☑をいれてください。

届出者

氏　名	岡 山　桃 子	対象者との関係	☑本人 □その他（　　）
借受人氏　名	倉 敷　桃 子	※貸付ｺｰﾄﾞ	※貸付ｺｰﾄﾞがわかる場合はご記入ください。 111444
連絡先住　所	〒　700　―　＊＊＊＊ 住　所 岡山市北区南方〇丁目〇　〇 TEL　090　―　＊＊＊＊　―　＊＊＊＊		

届出者の方の情報をご記入ください。

下記のとおり、変更となりましたので届出いたします。※該当する内容に☑をいれてください。

変更の内容	☑住所変更　☑改姓・改名（理由 結婚し、転居したため　）

該当する内容の□に✓を入れてください。

住所変更	借受人氏名	岡 山　桃 子	
	生年月日（和暦）	□大正　☑昭和　□平成　〇〇 年　〇〇 月　〇〇 日	
	旧住所　※以下に、旧住所を記入ください。	〒　710　―　＊＊＊＊	
	倉敷市＊＊＊＊町〇丁目〇〇		
	新住所　※以下に、新しい住所を記入ください。	〒　700　―　＊＊＊＊	
	岡山市北区南方〇丁目〇〇		
添付書類	☑転居後の住民票原本（世帯全員分、マイナンバー不要、発行後３月以内のもの）		

住所変更の場合、ご記入ください。

姓・改名	ﾌﾘｶﾞﾅ	クラシキ　モモコ	ﾌﾘｶﾞﾅ	オカヤマ　モモコ
	旧・氏名	倉 敷　桃 子	新・氏名	岡 山　桃 子
	添付書類	☑住民票原本（世帯全員分、マイナンバー不要、発行後３月以内のもの） □その他（　　）		

改姓の場合、ご記入ください。

共通ー920②202210 版

いずれも黒のボールペンで記入してください。

9　償還免除に該当するかのフローチャートで C に該当した方

判定年度 令和6年度は、**免除対象外** となります。

償還開始までの流れ

償還開始の約3カ月前までに、償還開始のお知らせをお送りします。

↓

償還方法を選んでください。（口座振替 または コンビニ払込票）
※すでに口座振替にて償還されている方は、自動的に口座振替になります。
※口座振替依頼書の提出がない場合は、自動的にコンビニ払込票になります。

償還開始 ↓

償還開始以降に生活の状況により償還が困難な場合、猶予の申請手続きが可能です。
※償還開始のお知らせと一緒に、猶予案内を送付予定にしております。
その他の免除要件もあります。下記の 10 をご覧ください。

10　その他の免除要件について

住民税が非課税の要件以外の免除については、以下になります。

- □ 借受人が死亡した場合
- □ 借受人の失踪の宣告がされている場合
- □ 自己破産、または個人再生の手続きを行い、免責が確定した場合
- □「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づく調停条項案により債務の全部又は一部の減免を要請され、債務整理が成立する場合

上記に該当する方は、お手数ですが必要書類や手続きについて直接ご案内いたしますので、岡山県社会福祉協議会 償還事務処理センターまでご連絡ください。

11　償還免除判定結果の通知、および償還（返済）開始について

償還免除要件に該当するので
償還免除の申請をした方

（償還免除要件に該当しない）
申請をしない方

岡山県社会福祉協議会
償還事務処理センター

償還免除の申請受理後、償還免除判定を行い順次「償還免除承認通知」、もしくは「償還免除不承認通知」を申請者へ送付いたします。

償還免除
承認

償還免除
不承認

償還開始の約３カ月前から「償還開始についてのお知らせ」を借受人へ送付いたします。

※一緒に、償還（返済）方法等についてお知らせいたします。

※償還免除の承認・不承認については、決定通知書を送付いたしますので、決定通知書が届くまでお待ちください。
電話での審査状況の返答はいたしません。

令和７年１月２６日から償還開始となります。

※償還開始日は借受人により異なります。

12　住所、氏名等の変更がある場合について

住所、もしくは氏名の変更があった場合は、同封しております、「住所・氏名変更届」に記入いただき、添付書類（住民票の写し）と一緒に、償還事務処理センターへ提出願います。
※下記ホームページから様式をダウンロードすることもできます。
※住所変更の場合は、新しい住所（転居先）の住民票の写し、氏名変更の場合は、新しい氏名の住民票の写しが必要になります。
作成した「住所・氏名変更届」と住民票写を、岡山県社会福祉協議会　償還事務処理センターへ提出してください。

▶「住所・氏名変更届」の記載については、8ページの 8 にありますのでご覧ください。

ホームページ（http://www.fukushiokayama.or.jp）のご案内

1）検索サイトから「岡山県社会福祉協議会」と入力し、検索してください。

岡山県社会福祉協議会　　検索

2）岡山県社会福祉協議会のホームページを開き、トップページ上部にある
「岡山県社会福祉協議会　償還免除事務処理センターのご案内」のバナーをクリックしてください。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う緊急小口資金等特例貸付に係る
岡山県社会福祉協議会　償還事務処理センターのご案内

3）償還事務処理センタートップページの下部にある
〇借受人の住所・氏名に変更があった場合
▶「住所・氏名変更届（特例貸付用）」
〇借受人の方が亡くなられた場合
▶「死亡届（特例貸付用）」
をクリックして、ダウンロードしてください。

13　その他、留意事項等について

【申請書について】

〇申請書類は、温度変化によりインキが無色になる特殊な性質を持ったインキを搭載するボールペン等は使用しないでください。（例：フリクションインキを搭載したボールペン等）

〇記入した貸付金償還免除申請書は、コピーしたものではなく原本を提出いただき、各自で控えをとって保管してください。

【郵送について】

〇必要書類がすべて同封されているかどうか等、「償還免除提出書類チェックシート」で必ずご確認ください。

〇同封の返信用封筒をご利用いただきご送付ください。

〇郵送料については、各自でご負担ください。また、「特定記録郵便」等の配達状況が記録できる方法で郵送してください。

【償還免除申請書等の送付期限について】

令和６年８月 30 日（金）当日消印有効

14　お問い合わせ

〇償還免除に関すること

〇償還猶予に関すること

〇貸付金の償還に関すること

その他、お聞きになりたいことがありましたら、下記までご連絡ください。

岡山県社会福祉協議会 償還事務処理センター

ＴＥＬ．０５０－５５２６－９４７９

受付時間：９：００～１７：００（平日）